

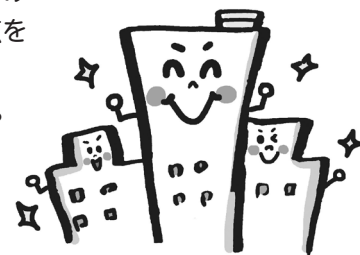
トラブルに巻き込まれない経営体質を築く!

会社を守るための法務セミナー

日常業務での契約トラブル、リスク管理で重要な債権回収等について解説します

このセミナーでは、購買契約で錯誤による契約をしてしまった場合の有効性や、契約の内容が履行されないまま相手側が倒産してしまった場合の対処法など、日々業務上の契約において金銭債務者(発注者)の立場になった時に困らないよう、契約を行う上で注意すべき点を解説するとともに、日常時や信用不安時での債権管理の基本的な事項や、実務的な債権回収の方法等について、企業として検討しておくべき問題点をわかりやすく解説します。

また、民法(債権法)の改正について、企業実務に及ぼす影響や対処方法なども解説します。



開催日時

平成30年9月6日(木)

【第1部 契約編】 9:30 ~ 12:30

【第2部 債権編】 13:30 ~ 16:30

会場

名古屋市中小企業振興会館
4階 第7会議室(裏面案内図参照)

対象

市内中小企業の経営者、
法務担当者
(基礎的な法務知識のある方)

受講料

第1部・第2部合計 2,000円(各部1,000円)
(当日受付にてお支払いください)

定員

70名(先着順)

【申込方法】 裏面の申込用紙に必要事項をご記入の上、8月28日(火)までにFAXまたはWebでお申込みください。

※当セミナーは先着順の受付ですので、申込期限前に満員となる場合があります。

セミナープログラム

【第1部 契約編】 9:30~12:30

- ① 契約の基礎知識
- ② 契約文書の作成の必要性
- ③ 契約文書の内容

【第2部 債権編】 13:30~16:30

- ① 債権の保全 取引先の信用調査の必要性
信用不安か否かを判断する
- ② 債権の回収 回収の容易性、契約書の有無
債権の消滅時効、
取引先倒産時の債権回収
- ③ 民法(債権法)の改正について



講師紹介

いまむら けんじ
錦城法律事務所 今村 憲治 弁護士

中央大学法学部を卒業後、四橋法律事務所に入所。昭和58年に今村憲治法律事務所を開設した後、平成元年に錦城法律事務所を設立、現在に至る。「消費者救済の法律相談」など多数の書籍を執筆するとともに、各商工会で中小企業相談員を務めるほか、四日市市個人情報・情報公開審査会会長を務めるなど多方面で活躍中。

主催：名古屋市